

1 いじめに対する本校の基本的な考え方

いじめは、ホームルーム、部活動など、集団における人間関係の中で、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るという基本的な認識の下、本校においては次のとおり取り組む。

- (1) いじめは人権侵害及び犯罪行為であるという認識の下、生徒・教職員が一体となって「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- (2) いじめの被害生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめの加害生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 生徒たち自身が、けんかやふざけあいを含めた交友関係から生じた問題を解決し、人間関係を修復し、より良い関係を構築しようとする姿勢を育む。
- (5) いじめの未然防止、早期発見・早期解決を図るため、保護者との信頼関係の構築、地域や関係機関との連携協力に努める。

2 いじめ防止等の対策のための組織に関わること

いじめ対策委員会の設置

- (1) 目的
いじめ問題に特化した活動を組織的に行うため、いじめ対策委員会を設置する。
- (2) 構成
教頭（委員長）、生徒指導部長、年次主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等によって構成する。但し、構成員はいじめの実態に応じて柔軟に対応できるものとする。
- (3) 役割
以下について、具体的方策を検討し、実施する。
 - ア アンケート調査などいじめの実態把握に関すること。
 - イ いじめが起きた場合における、調査方針と役割の決定に関すること。
 - ウ 被害生徒及び加害生徒に対する対応方針と役割の決定に関すること。
 - エ 関係機関との連携に関すること。
 - オ 教職員の支援に関すること。
 - カ いじめ問題に係る校内研修の実施に関すること。

3 いじめの未然防止に関すること

- (1) 授業やホームルーム活動などにおいて生徒の活動を観察するとともに、各種検査を参考することにより、生徒やクラスの様子を知る。
- (2) 教職員は、日常の学校生活において生徒とのコミュニケーションを密にし、面談などにより生徒と向き合う時間を多くとる中で、互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間作りを支援する。
- (3) ホームルーム活動や授業などにおいて生命や人権を尊重し、豊かな心を育てる取り組みを実施する。
- (4) P T A生活委員会や保護者研修会の開催、学校ホームページの活用、ホームルーム及び年次通信等による広報活動をとおして、保護者や地域の方へもいじめの未然防止について働きかける。

4 いじめの早期発見に関すること

- (1) 研修会などとおして、教職員のいじめに対する認知力を高める。
- (2) 「いじめに関わるアンケート」や各種検査などを活用するとともに、授業等における観察や面談などを通じて、日常的に実態把握に努める。
- (3) 定期的にサイバーパトロールを実施する。

5 いじめに対する措置に関すること

- (1) 発見時の緊急対応
 - ア 速やかにいじめの被害生徒や情報提供した生徒を守る措置を取る。
 - イ 速やかに事実確認、情報共有を行い、組織的に対応する。
- (2) 具体的な対応
 - ア 被害生徒側への対応
 - (ア) 被害生徒への対応及び支援
 - ・ 事実確認とともに、先ず生徒の辛い気持ちを理解し、心の安定を図る。
 - ・ 「最後まで守り抜くこと」、「秘密を守ること」を伝える。
 - ・ 必ず解決できる希望を持つことを伝える。

- ・ 自信を持たせる言葉がけをするなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- (イ) 保護者への対応及び支援
 - ・ 発見したその日のうちに家庭訪問等で事実関係を伝える。
 - ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について理解を求める。
 - ・ 保護者の辛い気持ちを理解し、心の安定を図る。
 - ・ 継続的に家庭との連携を図り、早期解消を目指して取り組むことを伝える。
 - ・ 保護者には、「絶対に守る」という気持ちを伝えるとともに、生徒の変化に注視してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。
 - ・ 家庭訪問等は複数の教員で対応する。
- イ 加害生徒側への対応
 - (ア) 加害生徒への指導
 - ・ いじめた気持ちや状況などを十分聞き取り、生徒の背景にも目を向け指導する。
 - ・ 心理的な孤立感や疎外感を与えないよう、一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、「いじめは決して許されない行為である」ことや、被害生徒側の気持ちを理解させる。
 - (イ) 保護者への対応
 - ・ 正確な事実関係を説明し、被害生徒やその保護者の気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
 - ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事態の重大さを認識させ、家庭での指導について協力を依頼する。
 - ・ 生徒の変容を図るため、家庭での関わり方等を共に考え、具体的な助言をする。
- ウ 周囲の生徒への対応
 - ・ 当事者だけの問題に留めず、ホームルーム及び年次、学校全体の問題として捉えさせ、いじめの傍観者から、いじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
 - ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示す。
 - ・ はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを助長することを理解させる。
 - ・ いじめを訴える行動は、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。
 - ・ いじめに関するマスコミ報道や体験事例等の資料を基に、いじめについて話し合う機会などを通して人権尊重する態度を養う。

6 いじめの「解消」の判断

いじめが「解消している」状態とは、次の二つの要件が満たされている状態を指す。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること。
被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3ヶ月以上継続していること。
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認を行う。

7 再発防止に向けた対応

- (1) あらゆる機会をとおして、事後の状況把握に努める。
- (2) いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な観察を行い、折に触れ被害生徒及び加害生徒等への指導を行う。
- (3) 生徒の良い所を見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を持たせる。
- (4) 被害生徒及び加害生徒に対してスクールカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- (5) いじめの事例を検証し、再発防止及び未然防止のための実効性のある方策を立て、いじめのない学校づくりへの取組に発展させる。

8 重大事態への対応

生徒の生命、心身又は財産に重大の被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次のとおり対応する。

- (1) 重大な事態が発生した旨を北海道教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (3) 北海道教育委員会と協議の上、当該事態に対処する方針を決定する。
- (4) 上記の調査結果に基づく事実関係その他必要な情報については、いじめの被害生徒・保護者、関係機関に適切に提供する。
- (5) 調査結果を重んじ再発防止に取り組む。